

# 教育委員会制度の改革

平成26年2月18日  
文部科学部会  
教育委員会改革に関する小委員会

## 1 教育委員会制度改革の目的

教育委員会改革の目的は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、次の各点についての改善を図ることにある。

- (1) 責任の明確化（委員長と教育長のどちらが責任者であるかわかりにくい。）
- (2) 迅速な危機管理対応（緊急時に機動的な対応ができない。）
- (3) 首長の意向の反映（選挙で示された民意を教育行政に反映する必要がある。）
- (4) 国との関係（国が地方の法令違反等の場合に最終的な責任を果たせるようにする。）

<参考：J-ファイル2012 総合政策集>

「形骸化・名誉職化しているなどの批判がある教育委員会の責任体制を再確立し、本来の職責を果たせるよう、」

「教育の政治的中立性を確保しつつ、」

「自治体の教育行政に民意を反映させ、」

「効率的・迅速に運営する」必要があります。

「例えば、首長が議会の同意を得て任命する常勤の「教育長」を教育委員会の責任者とする」

「地方自治の精神を尊重しつつ、いじめの隠ぺいなど、地方教育行政において、法令に違反している、あるいは児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害するおそれのある場合、公教育の最終責任者たる国（文部科学大臣）が責任を果たせるよう、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正します。」

## 2 改革案

- ① 首長は、議会の同意を得て、新「教育長」（仮称）（P）を直接任命・罷免する。首長が、当選後、これまでより速やかに、教育行政の責任者を任命できるよう、新「教育長」の任期は2年（他の委員は4年）とする。

地方公共団体に首長が主宰する総合教育施策会議（仮称）を設置する。会議は、首長、教育長、有識者等により構成され、首長のリーダーシップの下に教育行政の大綱的な方針を定めるとともに、首長が積極的に関与して重要な教育施策の方針を協議し、調整する場とする。その方針に基づいて、教育委員会が教育行政を執行する。

法令違反や学校事故発生時の対応及び事後対応が必要な場合などには、首長が、教育委員会に対して、措置要求を行えることとする。

- ② 教育委員会は、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、執行機関とする。総合教育施策会議（仮称）において、首長は教育委員会と協議して大綱的な方針の策定等を行うものとする。教育委員会は、会議で策定した方針に基づいて教育行政を執行する。

新「教育長」の事務執行を厳しくチェックできるよう、教育委員に、専門家や教育現場の実情に詳しい者も含めるなど、人選の工夫を促進する。また、教育委員会事務局においては、教育行政に関する専門性を備えた行政職員の育成に努める。

- ③ 教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新「教育長」）を置くこととし、首長が議会の同意を得て直接任命・罷免する。「教育委員長＝教育長」とすることで、新「教育長」が、迅速かつ的確に、教育委員会の会議の開催や審議すべき事項を判断することができる。

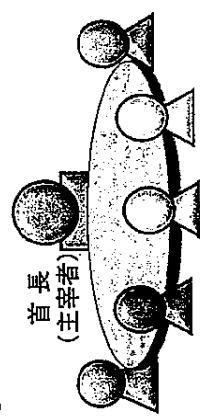
④ 法令違反等の場合であって、教育を受ける権利が侵害されていることが明らかな場合以外の場合においても対応できるよう、地教行法第49条(是正の要求)を見直す。

児童生徒の生命又は身体の保護のため、いじめによる自殺等の防止だけでなく、再発防止の措置を講じさせる必要がある場合にも対応できるよう、地教行法第50条(是正の指示)を見直す。

# 教育委員会制度の改革案（自民党・教育委員会制度改革に関する小委員会）

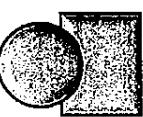
※教育行政においては、教育基本法及び関係法令を遵

## 総合教育施策会議（仮称）



※会議の設置を法定  
※首長、議会代表、教育長、教育委員、有識者等で構成  
※会議は首長が主宰

## 首長



※法令違反や学校事故発生時 の対応及び事後対応が必要な場合など

## 議会

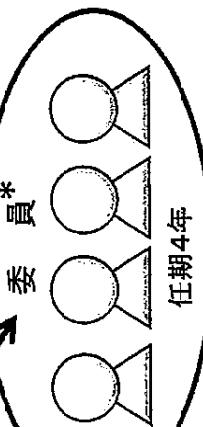
### 同意

〔新教育長については、所信表明など  
丁寧な手続を検討〕

## 教育委員会（執行機関）

\* 教育、学術文化、スポーツ等の有識

任期4年



### それぞれ任命・罷免

重大事態※  
発生時の措置要求

### 新ボスト

(委員長+教育長)  
任期2年

### 【教育委員会の代表者】

教育委員会が合議体として議論し、執行する事務

### 執行

①公立教育機関の管理規則の制定  
②公立教育機関の管理  
(教職員の人事・研修・服務監督・懲戒、学校の組織編成  
教育課程編成、教材・図書の選定…)

③社会教育・家庭教育に関する事業の実施などの教育の  
政治的中立性・安定性の確保が必要な事務

## 教育委員会事務局

## 知事部局

専門人材の育成

## 公立学校その他の教育機関

【協議・決定する事項】  
○教育に関する大綱の方針の策定  
(教育振興基本計画等)  
○公立学校の施設・設備の整備や教職員の定数  
の総数など、教育条件整備に関する事項について  
首長がリーダーシップをとつて協議・調整